

諮問番号：平成29年度諮問第48号

答申番号：平成29年度答申第49号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

審査請求人には、審査請求人の母の保険契約の解約手続に時間を要したことについて責任はない。原処分は、このような事情を考慮せず、保護受給中の医療扶助費の全額の返還を請求するが、国民健康保険を適用した場合と同様に算定すべきである。

#### 2 処分庁の主張の要旨

審査請求人の世帯は保護受給中、国民健康保険の被保険者ではなく、生活保護法第11条第4号の規定に基づき医療扶助を受けていたのであるから、受給した医療扶助の全額の返還を求めるのは適法かつ正当なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 保護基準によると、保護申請時に保有していた保険に解約返戻金が見込まれるのであれば、これを解約し、直ちに最低生活の維持のために活用することが原則とされ、解約返戻金に相当する部分は、資力がありながら保護を受けていたものとして、生活保護法第63条により返還の対象となるとされている。

処分庁は、審査請求人の母の保険が保険金の支払により解約された際、解約返戻金に相当する額が、最低生活に充当できるようになったとして、その額を限度として支給した保護費の返還を請求したものである。

審査請求人は、原処分は保険契約の解約に時間を要した事情を考慮せず、医療扶助費の全額の返還を請求するが、国民健康保険を適用した場合と同様に算定すべきと主張する。

しかし、生活保護法第63条は、本来的には保護の受給資格を有しない者に対して保護の補足性の原則の例外として、保護を行った場合に事後的な調整を図るための規定であり、被保護者については、国民健康保険法の適用が除外され

るから、これにより、審査請求人に要した医療費の全額について扶助がなされたものである以上、生活保護法第63条の返還においては、その全額につき返還を求めることとなるのは当然というべきである。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年1月24日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月30日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにはかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、保険の解約により解約返戻金を受領した際、保護申請時点における解約返戻金の額に相当する部分については、資力がありながら保護を受けていたものとして、生活保護法第63条により返還の対象になるとされている。

そこで、本件についてみると、審査請求人は、保護開始後、母の生命保険契約による保険金の支払を受け、処分庁は、その保険金のうち、保護申請時点における解約返戻金に相当する額にあっては、資力がありながら保護を受けていたものとして、当該解約返戻金の額を限度に、保護費の返還を求めたものであるところ、こうした取扱いは、同法第63条の趣旨及び同条の処理基準に合致したものであると認められ、何ら不合理な点はなく、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。

なお、審査請求人は、原処分における医療扶助の返還額は、その全額ではなく、国民健康保険法を適用した場合と同様に算定（1割ないし3割負担）すべきであると主張するが、国民健康保険法は、被保護者にあつては適用されず（同法第6条第9号）、審査請求人は、保護期間中、その医療費の全額につき扶助されているから、当該扶助額の全てが生活保護法第63条による返還の対象になるというべきであり、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美